

## 中国事業の不正リスク対応(2) ～中国子会社との情報共有の円滑化～

弁護士法人大江橋法律事務所  
松井 衡

PROFILE

前回に引き続き、近年の中国子会社における不正調査の課題を検討します。今回取り上げるのは、不正会計の疑いが生じた中国の連結対象子会社が、親会社主導の不正調査に協力せず、証拠隠滅などもあったと報告されたRV社の事案（「RV社事案」）です。その結果として、日本本社の決算手続に支障が生じました。これを、2020年9月及び同年11月に開示された調査報告書<sup>1</sup>に基づいて分析します。なお、本稿で使用する略語のうち、「RV社」とは、RV社事案の調査を実施した東京証券取引所上場企業を指します。本原稿で定義する以外の略語は、脚注1に示すRV社特別調査委員会の調査報告書の定義によります。

### 一、RV社事案の概要

#### 1. RV社事案の調査開始の経緯

RV社は、当時中国で、冷凍野菜、水産加工品、コーagenの製造・販売を営む100%子会社（連結子会社）のQF食品有限公司（以下、「QF社」といいます。）を支配していたところ、同社の①冷凍エビの加工販売取引の実在性、及び②棚卸資産の評価等に疑いが生じた事案です。

RV社の本事案にかかる適時開示を順番に見ると、まず2020年5月26日に、コロナ禍もあり、連結子会社であるQF社で追加監査が必要となり、連結決算手続に通常より時間がかかるとの開示がされます。同年7月20日に、RV社はその会計監査人から、QF社のエビ加工品販売の取引（以下、「①取引」といいます。）について、監査意見を表明するに足る十分な監査証拠を得られていない旨の通知を受けました。それ迄に、同会計監査人は、監査における不正リスク対応基準<sup>2</sup>に沿った対応に着手していたと考えられます。RV社は、同年7月27日に、特別調査委員会を設置して①取引等の調査を行うことを決定します。

#### 2. 特別調査委員会による第1次調査結果と当該調査の過程で判明したQF社の問題

同委員会による調査の結果として、当該取引の相手A社は、QF社と緊密な関係にある複合企業であるBグループの代表者が2018年12月の取引の開始直前に設立した会社であり、その実質的な経営者が法定代表者と異なる可能性がある等、実態が見えないこと、信用調査等を行った形跡もなかったことが報告されています。A社との取引は、2019年度のQF社の売上の7割を占めるに至ったが、結局当該取引の実在性を確認できる証拠を確認できない結果に終わり、2018年度の一部に加えて2019年の連結売上のうち、123億51百万円を取消し、その原価相当分である120億円余を特別損失として計上し、同期の純損失は78億51百万円に至りました<sup>3</sup>。

本件では、親会社が、調査のために現地法人に対して、関係者のヒアリング及びデジタルフォレンジックを何度も要請したにもかかわらず、現地法人副総経理が国家機密、社内の共産党委員会に関係する情報の存在、従業員のプライバシー等を理由に拒絶した旨が報告書に記載された点も注目を集めました。①報告書には、QF社の主要メンバーが特別調査委員会からのヒアリングに事実上対応しなかったことに加え、デジタルフォレンジックのためのPCの提出についても、上記の理由をもって拒絶し、十分な調査はできなかった、との記載があります<sup>4</sup>。

#### 3. 新たな疑惑と特別調査委員会による第2次調査の実施

ところが問題は①取引の疑義にとどまりませんでした。当初の調査が実施されていた2020年7月に、中国の市場監督管理局も、QF社に対する立入検査を実施していました。QF社は、検査で賞味期限切れを指摘された冷凍食品の滞留在庫を、RV社に報告せずに廉価処分したた

<sup>1</sup> 本稿の内容は、RV社が行った適時開示のうち、2020年9月23日付の報告書の開示 [http://www.rikenvitamin.jp/ir/topics/assets/pdf/200923\\_1.pdf](http://www.rikenvitamin.jp/ir/topics/assets/pdf/200923_1.pdf)（以下、「①報告書」といいます。）及び2020年11月13日付の報告書の開示 <https://www.rikenvitamin.jp/ir/topics/assets/pdf/20201113.pdf>（以下、「②報告書」といいます。）等の開示で示された事実関係に依拠します。

<sup>2</sup> 本連載の前回（2023年2月号）記事 [https://www.ohebash.com/jp/newsletter/CNL07\\_10\\_mat\\_sui\\_2302.pdf](https://www.ohebash.com/jp/newsletter/CNL07_10_mat_sui_2302.pdf) をご参照ください。

<sup>3</sup> 2020年9月30日提出のRV社第84期有価証券報告書等

<sup>4</sup> ①報告書3頁等には、RV社による証拠収集の困難さにかかる記述として、「(QF社設立以来の総経理で①取引に関する事実関係を一番よく知る)「FA氏は調査開始後間もなく体調悪化による入院を理由として出社しなくなり、QF社側で調査への対応の中心人物が不在の状態となり、・・・財務部部長のFC氏は体調不良を理由に、また出納担当者FD氏は家

庭内の事情等を理由に休みがちとなり、・・・他の財務部スタッフも調査期間中に一部の資料提出を拒む姿勢を継続した」とあります。さらに、QF社の事業状況の証拠となるデジタルフォレンジック調査について、「QF社には会社のサーバーが存在せず役員はフリーメールを業務利用しており、また、業務で利用するPCについてIT担当者による管理もされていないため、個々の業務用PCについて役員員の同意を得てデータを保全する必要があった(が)・・・総経理代行として調査対応の責任者となった副総経理であるFE氏から実施を拒絶された。・・・当委員会としては複数回にわたり説得を試みたが、・・・実施を断念した。・・・本件取引の相手方については、一定の範囲でインタビューを実施することができたが、当委員会からの質問に対して十分な回答を得るには至らず、また、本件取引に関する証拠類の提出を依頼したが、仕入先1社から出荷関連の証拠の一部のサンプルを取得した以外は拒否された。」との記載があります。

め、更に26億円の営業損失を発生させていたことが後から発覚しました。この間、RV社は、当該廉価処分的事实と営業損失を把握しておらず、その結果、過大な在庫計上の疑いが生じたのです。

そのため、同年10月7日に再度特別調査委員会が設置され、改めて調査を実施したところ、在庫処分は先入先出法によるべきなのに、（実際と異なる）古いロットの原材料の記録から順番に消し込んでいたことや、IT等による在庫管理もなされていなかったことが判明します。東京証券取引所は、これら2つの連続した調査による有価証券報告書等の提出遅延をうけ、一時的に（2020年10月15日～29日）RV社株式を監理銘柄に指定しました。

このような在庫管理をふくむ内部統制環境にかかる親会社RV社の関与について、①報告書では、QF社の業績は、（1994年のRV社による買収以来、）「安定的に推移し、黒字経営が継続していた。しかし、輸出債権の回収遅延による貸倒引当金の計上等により、ここ3年ほど（注：2016年以降）は赤字が継続している。なお、RV社においては、2017年頃からQF社の銀行借入れについてQF社と共同して交渉に当たるようになり、同年7月には親会社保証（2020年6月残高：7,195百万円）をし（た）」との記載もあります。さらに、RV社経理部にはQF社担当チームが存在し、月次でQF社の経営活動を把握したほか、QF社から月次報告（財務諸表・CF）を受け、資金繰りを支援していました。このように、親会社のRV社は、QF社の業績が赤字に転落した2016年以降、QF社の財務にも相当程度関与してきたようです。それにもかかわらず、脚注4の通り、①報告書によれば、RV社からの①取引に関する証憑類の提出依頼に対して、QF社が仕入先1社から出荷関連の証憑の一部のサンプルを提出した以外は拒否したとあり、RV社はQF社をして、その財務資料をRV社に提供させることができなかつたようです。

## 二、日本企業（親会社）によるその中国子会社の内部統制への関与

### 1. 子会社の内部統制システムと親会社の役割

RV社の事例を参考として、子会社を含むグループ内部統制システムの構築における親会社の役割・責任を整理しておきます。

親会社と子会社は別の法人です。そもそも、親子間での管理監督のあり方は、子会社が買収されたのか、もともと親会社の一部門であったのか、合併なのか、支配権がどの程度あるか、子会社取締役がどの程度独立性があるか、といった関係により、多様でありえます。そのため、親会社が子会社を具体的にどのように

管理監督するか、すなわちグループ内部統制システムの整備については、親会社本体の内部統制システムよりも広範な裁量が認められるべきとされ、親会社はそれなりのグループ内部統制システムを整備しておれば、その点について、親会社のCEOや取締役の法的責任が問題となることは基本的にないとされています。

一方で、親会社が子会社を活用して事業展開する以上、親会社取締役の義務には、親会社が構築したグループ内部統制システムに適合的な内部統制システムを子会社が構築するよう、指導監督することが含まれる、ともされています。そして、親会社が構築したグループ内部統制システムが不適切な場合はもちろん、それなりのグループ内部統制システムを構築しているとしても、子会社におけるその運用が適切さを欠いている場合、親会社のCEOや担当取締役の指導監督義務違反が問題となりうるとされています。以下では、この観点からRV社事案を検討します。

### 2. RV社事案の報告書が指摘するRV社グループ・ガバナンス不全の原因

RV社事案において、現地法人QF社に対するガバナンスの不全が生じた原因については、①及び②報告書の両方で、複合的な原因が指摘された上で、その改善策が提示されています。

まず、QF社が構築してきたその内部統制システム及びRV社が構築してきたグループ内部統制システムは、QF社が買収されたことなど固有の経緯に照らしてそれぞれの取締役・董事らにより構築されてきたと思われ

ます。この点、①報告書は、「RV社は、QF社を買収して以来、事業上の関係が希薄であったことから、現地経営に委ねることを基本的な方針としてきた背景もあり、QF社においては上場企業であるRV社のグループ企業であるという意識は希薄である。本調査においても、RV社からの要請がQF社において必ずしも適切に履行されず、そのことが調査における重要な制約となった<sup>5)</sup>」との記載があります。さらに、②報告書は、「（親会社RV社と子会社QF社間のレポーティング・ラインについて、RV社）会長のRB氏とFA氏の間での属人的信頼関係に基づく単線のラインしか機能していなかった。組織的に行われるべき子会社管理においては異常な状態であった<sup>6)</sup>。」「買収後25年以上経過しているにも関わらず、長年にわたりQF社のマネジメントを（設立以来の総経理である）FA氏に強く依存させ、親会社としてあるべきガバナンス・管理体制の構築ができなままとなって（いた）<sup>7)</sup>」と、あります。

さらに、RV社とQF社間では、QF社が赤字となった2017年以降、RV社がQF社の銀行借入を保証し、RV社

<sup>5)</sup>①報告書 27頁

<sup>6)</sup>②報告書 24頁及び25頁

<sup>7)</sup>②報告書 27頁

が親子ローンも提供し、RV社の経理部がQF社から資金繰りの報告を受けてモニタしていたことも指摘されています<sup>8</sup>。このように、親会社から子会社に対して資金面のコミットメントがなされた事実は、親会社が子会社の指導監督を強化する契機として機能しえたと思われれます。

そして、これら2つの報告書は、QF社の業績が悪化し、RV社がその財務に関与した以降もグループとしての管理体制の強化がなされずに放置され、QF社においてモラルハザードを生じさせた可能性があったことを指摘しています。

### 3. 中国子会社で不正の疑いが生じた際の親会社による調査を円滑に行うための準備

RV社事案では、完全子会社のQF社が、その親会社のRV社が実施した連結計算書類の虚偽表示の疑いに係る調査への協力を相当な程度まで拒絶したとされています。このような事態は異常にも見えますが、実は日本企業の在外現地法人管理の盲点を示唆しているようにも思います。ここでは、一般論としてRV社で起きたような調査の障害を予防する方法を考えます。

上記二、1. のとおり、親会社にはグループ内部統制システムの構築について、比較的広い裁量が認められています。それなりの制度を構築していたとしても、子会社におけるその運用が適切さを欠いている場合等にはそれを是正する必要があります。

RV社においては、親会社と子会社間のレポーティング・ラインを属人的なラインに依存していたとされており、連結子会社から親会社へ財務関連の情報等を適時に報告する体制の構築等が不十分であった可能性があります。

まず、親会社は子会社に対して、法律上、あらゆる情報を当然に請求する権利が存在しているわけではありません。中国会社法の下でも、株主は、会社に対して、会計帳簿等の特定のアイテムの閲覧請求権を有するにすぎません（中国会社法33条等）。また、実務では、人事権を掌握している親会社が選任・派遣する董事や総経理等の役員等を通じて「事実上の支配力」のもとで、資料や情報を収集していることも多くありま

す。

しかし、子会社の総経理や董事長等の高級幹部が不正行為をしている疑いがあるような場合には、親会社による事実上の支配力に依拠した子会社情報へのアクセスが機能しないことがあります。例えば、親会社の調査担当部署が子会社との共同調査のために、子会社の当該不正にかかる証拠資料を占有していそうな担当部署に対して直接、調査への協力を指示しようにも、そのための法律上の根拠が当然に用意されているわけではありません。子会社の担当部署としては、他に何らの手当もなされていない状況では、上司である総経理等の意向に抗って親会社の指示に従うこともしくくなります。このような場合に備え、「事実上の支配力に基づく管理」を「法的な管理」に移行しておくためには、親会社が子会社に対して情報提供を要求できる権利や内部監査を実施できる権利を、親会社と子会社間の経営管理契約やグループ会社管理規程（子会社も書面で同意するもの）に定めます。さらに、子会社の社内規程においても、当該アクセス要請に対応する義務や部署を定めること等を通じて、子会社の調査担当者をして、必ずしも自社の代表者や上司の指揮命令や個別の同意がなくても、親会社の調査担当部署の指示に従って資料の収集・提供等の調査活動に協力できることの根拠を定めることも有用です。親会社による調査の実効性を担保するためには、有事に備えた規定の制定及びその運用を定着させる必要があります。

なお、RV社事案の報告書には、そのグループ会社管理規程にこれらの規定があったかについては記載がありません<sup>9</sup>。一方で、前述したとおり、①報告書には、QF社の副総経理が、親会社からの資料提出要請について「国家機密が存在する可能性、社内の共産党委員会に関係する情報の存在、従業員のプライバシー等」を理由に拒絶し、十分な調査ができなかった旨の記載があります。このような調査協力への拒絶に対する対応策については、改めて次回以降に検討します。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

<sup>8</sup> ①報告書7頁及び24頁

<sup>9</sup> ①報告書別紙1でRV社関係会社管理規程が調査対象とされ、本文23頁に調査結果の記載がありますが、書類提出義務にかかる記載等はありません。